

大学生等の経済的支援について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成25年4月

- 1. 高等教育における経済支援に関する施策**
- 2. 関連データ**
- 3. 学生支援に関する諸外国の状況**



高等教育における経済支援に関する施策 (大学等奨学金事業など)

大学等の経済的支援の全体像

大学 大学院	学部	大学院 修士課程	大学院 博士課程
<p>学生数:256.9万人 (国立)学生数:45.1万人 (公立)学生数:12.5万人 (私立)学生数:199.4万人 (H23学校基本調査より)</p> <p>【参考】学部年間授業料 (国立)53.6万円 (公立)53.6万円 (私立)85.8万円</p>	<p>学生数:16.9万人 (国立)学生数:8.9万人 (公立)学生数:1.1万人 (私立)学生数:6.9万人 (H23日本学生支援機構調査より)</p>	<p>学生数:5.0万人 (国立)学生数:3.2万人 (公立)学生数:0.3万人 (私立)学生数:1.4万人 (H23日本学生支援機構調査より)</p>	
<p>奨学金</p> <p>(独)日本学生支援機構奨学金(H23実績) 貸与総数:95.7万人 / 貸与総額:7,606億円 (37.2%) ●無利子 26.5万人/1,665億円,1人当たり平均月額5.3万円 (10.3%) ●有利子 69.2万人/5,941億円,1人当たり平均月額7.2万円 (26.9%)</p> <p>総数:貸与104.3万人、業績優秀者返還免除0.9万人 総額:貸与8,443億円、業績優秀者返還免除125億円</p>	<p>(独)日本学生支援機構奨学金(H23実績) 貸与総数:7.5万人 / 貸与総額:684億円 (44.3%) ●無利子 5.3万人/464億円,1人当たり平均月額7.5万円 (31.4%) ●有利子 2.2万人/220億円,1人当たり平均月額8.8万円 (12.9%)</p> <p>業績優秀者返還免除(H23貸与終了者(実績)) ●修士:0.8万人/94億円 1人当たり120万円</p>	<p>(独)日本学生支援機構奨学金(H23実績) 貸与総数:1.2万人 / 貸与総額:153億円 (23.9%) ●無利子 1.1万人/141億円,1人当たり平均月額11.1万円(22.1%) ●有利子 0.1万人/ 12億円,1人当たり平均月額11.1万円 (1.8%)</p> <p>業績優秀者返還免除(H23貸与終了者(実績)) ●博士:0.1万人/32億円 1人当たり253万円</p>	
<p>給与</p> <p>総数:9.7万人 総額:110億円+運営費交付金等</p>	<p>●ティーチング・アシスタント(TA)(H21実績) 全体数:6.5万人(38.9%) ・国立大学:4.0万人(41.7%)・公立大学:0.3万人(26.4%) ・私立大学:2.2万人(36.8%) 1人当たり月額:10.5万円(H21大学院活動状況調査より)</p> <p>●リサーチ・アシスタント(RA)(H21実績) 全体数:0.14万人(0.9%) ・国立大学:0.10万人(1.1%)・公立大学:0.01万人(1.1%) ・私立大学:0.03万人(0.5%) 1人当たり月額:4.7万円(H21大学院活動状況調査より)</p>	<p>●ティーチング・アシスタント(TA)(H21実績) 全体数:1.4万人(19.6%) ・国立大学:1.0万人(20.8%)・公立大学:0.1万人(17.9%) ・私立大学:0.3万人(16.7%) 1人当たり月額:10.5万円(H21大学院活動状況調査より)</p> <p>●リサーチ・アシスタント(RA)(H21実績) 全体数:1.2万人(16.2%) ・国立大学:1.01万人(20.8%)・公立大学:0.03万人(6.6%) ・私立大学:0.16万人(8.6%) 1人当たり月額:4.7万円(H21大学院活動状況調査より)</p> <p>●フェローシップ(日本学術振興会特別研究員事業(DC)) 対象人数0.45万人(9.2%) / 110億円(H24予算) 1人当たり月額:20万円</p>	
<p>授業料減免等</p> <p>●国立大学 6.0万人 / 196億円 (13.6%) *実人数(H23実績) 1人当たり月額 (※)経済的理由以外に、休学、 死亡等による免除額を含む。 ・全額免除:4.5万円 ・半額免除:2.2万円 (文部科学省調べ)</p> <p>●公立大学 0.89万人 / 30億円 (6.7%) ※短大含む *実人数(H23実績) 1人当たり月額:2.8万円 (文部科学省調べ)</p> <p>●私立大学 3.2万人 / 102億円 (1.5%) ※短大含む *延べ人数(H24実績) 1人当たり月額:2.7万円 (日本私立学校振興・共済事業団調べ)</p> <p>総数:14.9万人 総額:491.3億円</p>	<p>●国立大学 2.5万人 / 80億円 (26.8%) *実人数(H23実績) 1人当たり月額 (※)経済的理由以外に、休学、 死亡等による免除額を含む。 ・全額免除:4.5万円 ・半額免除:2.2万円 (文部科学省調べ)</p> <p>●公立大学 0.13万人 / 4.5億円 (11.2%) *実人数(推計値) 1人当たり月額:2.8万円 (文部科学省調べ実績とH22学校基本調査より推計)</p> <p>●私立大学 0.2万人 / 7億円 (2.6%) *延べ人数(推計値) 1人当たり月額:2.8万円 (日本私立学校振興・共済事業団調べ実績とH24学校基本調査より推計)</p>	<p>●国立大学 1.9万人 / 68億円 (44.8%) *実人数(H23実績) 1人当たり月額 (※)経済的理由以外に、休学、 死亡等による免除額を含む。 ・全額免除:4.5万円 ・半額免除:2.2万円 (文部科学省調べ)</p> <p>●公立大学 0.05万人 / 1.8億円 (11.2%) *実人数(推計値) 1人当たり月額:2.8万円 (文部科学省調べ実績とH22学校基本調査より推計)</p> <p>●私立大学 0.05万人 / 2億円 (2.6%) *延べ人数(推計値) 1人当たり月額:2.8万円 (日本私立学校振興・共済事業団調べ実績とH24学校基本調査より推計)</p>	
<p>【参考】</p> <p>延べ数:105.8万人</p>	<p>延べ数:17.0万人</p>	<p>延べ数:6.3万人</p>	
<p>民間団体等(公益法人・学校等)奨学金</p> <p>●大学学部 12.2万人/483億円 1人当たり平均月額:3.3万円 (平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))</p>	<p>民間団体等(公益法人・学校等)奨学金</p> <p>●大学院 2.1万人/97億円 1人当たり平均月額:3.8万円 (平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))</p>	<p>民間団体等(公益法人・学校等)奨学金</p> <p>●専修学校 2.9万人/96億円 1人当たり平均月額:2.8万円 (平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))</p>	

専門学校

学生数:57.4万人
(国立)学生数:0.05万人
(公立)学生数:2.7万人
(私立)学生数:54.7万人
(H23学校基本調査より)

(独)日本学生支援機構奨学金(H23実績)
貸与総数:18.0万人 / 貸与総額:1,624億円 (31.3%)
●無利子 3.1万人/189億円,1人当たり平均月額5.3万円 (5.4%)
●有利子 14.9万人/1,435億円,1人当たり平均月額7.8万円 (25.9%)

民間団体等(公益法人・学校等)奨学金

●専修学校 2.9万人/96億円
1人当たり平均月額:2.8万円
(平成22年度奨学金事業に関する実態調査(JASSO))

日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)

第13条2

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

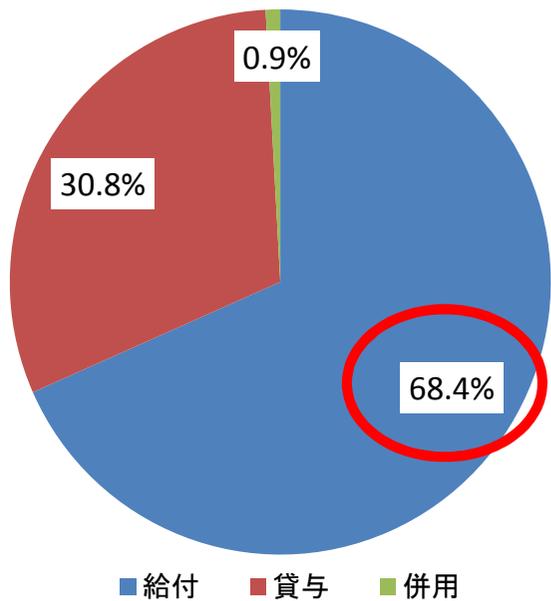
(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

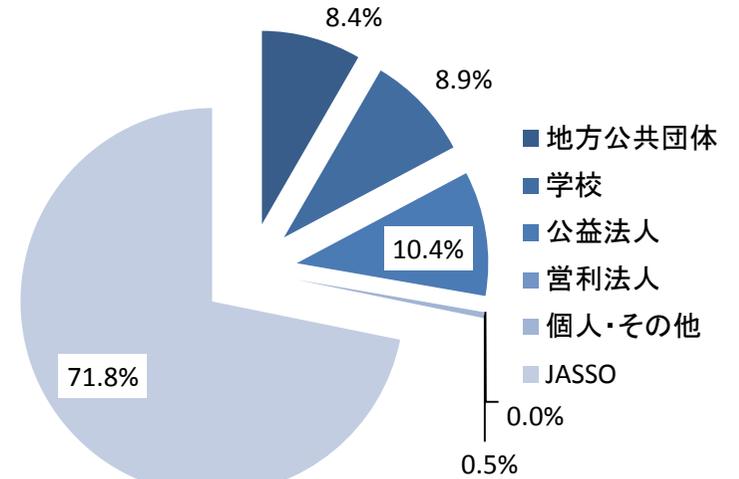
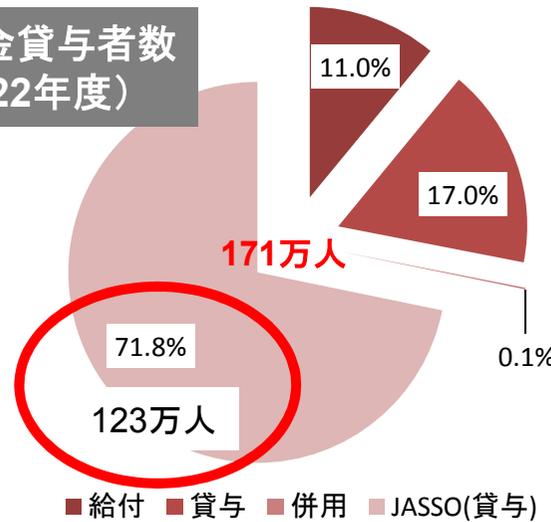
我が国の奨学金事業について

各団体等が実施する奨学金の制度数(給付型・貸与型等)で見れば、「給付型」がその大半を占めているが、貸与人員、事業規模で見た場合は、**「貸与型」の奨学金制度が圧倒的な割合を占めており、その大半が(独)日本学生支援機構の奨学金**である。

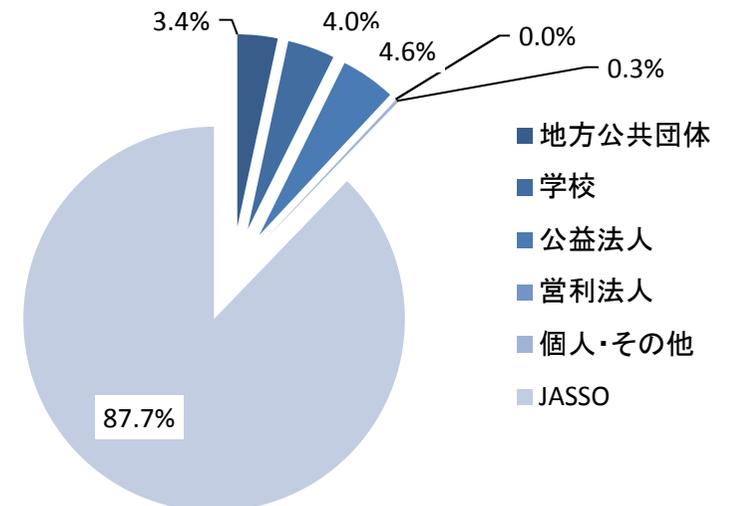
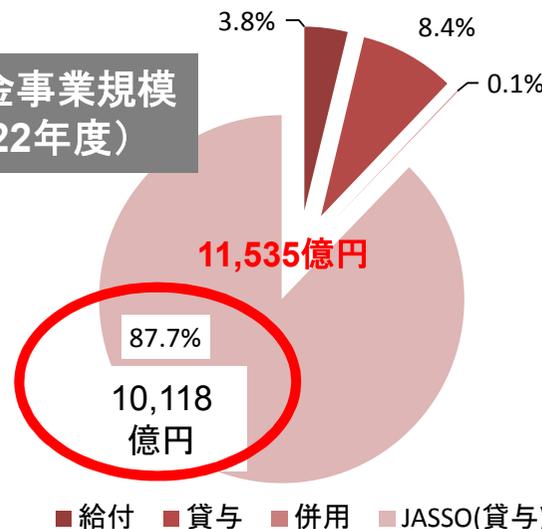
奨学金制度数



奨学金貸与者数
(H22年度)



奨学金事業規模
(H22年度)



(独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実

家庭の経済状況に関わらず、意欲と能力のある学生等が安心して修学できる環境を構築するため、奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大するとともに、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する本格的な「所得連動返済型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、奨学金事業の一層の充実を図る。

平成25年度予算(案) 貸与人員 : 144万3千人(8万8千人増)
事業費総額 : 1兆1,982億円(719億円増)

入学時の「安心」-経済的支援を受けられる見通しを高める-

◇奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大。

無利子奨学金 2万7千人増【※1】 有利子奨学金 6万1千人増【※2】

※1 新規貸与者の増員分 1万3千人、前年度までの貸与分の進級に伴う増員分 1万4千人

※2 前年度までの貸与分の進級に伴う増員分等

卒業後の「安心」-貸与を受けた奨学金の返還の見通しを高める-

◇平成24年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返済型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、返還者の状況に応じたきめ細やかな対応。

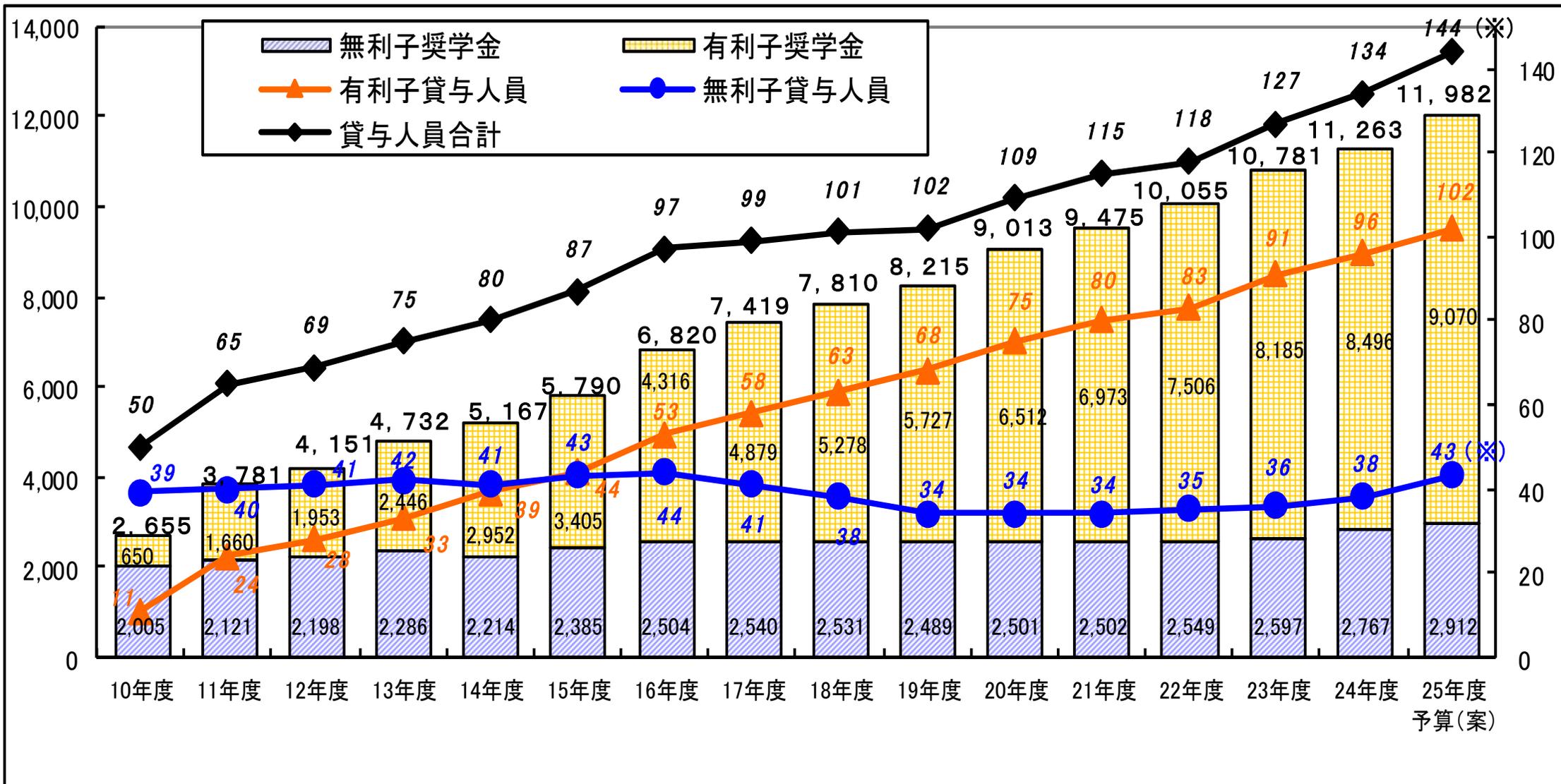
区 分		無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸 与 人 員		42万6千人(2万7千人増※)	101万7千人(6万1千人増)
事 業 費		2,912億円(144億円増)	9,070億円(574億円増)
	うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会(政府貸付金) 790億円 [うち復興特会 71億円]	財政融資資金 8,605億円
貸 与 月 額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学 力	<大学> ・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において 上位1/3以内(2年生以上) <専修学校専門課程> ・高校成績が3.2以上(1年生) ・専修学校成績が学科内において 上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家 計	・955万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・929万円以下 【私立専門・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返済型】	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 1,181万円以下 【私立専門・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)	
貸 与 利 率	無 利 子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成25年3月現在)	
		利率見直し方式 (5年毎)0.20%	利率固定方式 1.08%

※平成25年度の無利子奨学金の対前年度比較は、平成24年度の貸与実績見込を踏まえた見直し後(当初予算:38.3万人→見直し後:39.9万人)の貸与人員と比較している。

日本学生支援機構 奨学金事業予算の推移

(単位：億円)

(単位：万人)



- (注) 1. 上表は、当初予算の数値である。
 2. 上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
 3. 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

※平成25年度の無利子奨学金の対前年度比較は、平成24年度の貸与実績見込を踏まえた見直し後(当初予算:38.3万人→見直し後:39.9万人)の貸与人員と比較している。



死亡・心身障害による免除

○趣 旨: 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した場合に返還を免除

○免 除: 返済未済額の全部又は一部を免除

○創 設: 昭和28年度

大学特別貸与奨学生制度

(※昭和58年廃止)

○趣 旨: 特に優秀な素質・能力を持ちながら、経済的に著しく進学困難な者に対し奨学金を貸与(貸与額は、それまでの額(「一般貸与」)より大幅増(創設時は2.5倍))

○免 除: 「一般貸与」に相当する額を返還すれば、残額は免除

○創 設: 昭和36年度(大学)

※一般貸与との差が僅少となり昭和58年に廃止

教育・研究職免除制度

(※平成16年度採用者から廃止)

○趣 旨: 社会的要請の強い教職や研究職に一定期間以上従事した場合に、奨学金の返還を全部又は一部免除することにより、優秀な人材を確保

○免 除:

■対象職

- ・小学校、中学校、高等学校、大学において、教育の職にある者
- ・文部科学大臣の指定する国、地方公共団体、独立行政法人、財団法人等の研究所において、研究の職にある者

■免除額

- ・15年以上勤務した場合は全額免除
- ・5年以上勤務した場合は勤務期間に応じて一部免除

○創 設: 昭和28年度

※教員等の確保策としての意義が薄れていること、特定の職のみを返還免除とすることへの不公平感により、大学段階では、平成10年度入学者から、大学院では平成16年度採用者から本制度は廃止された。

業績優秀者免除制度

○趣 旨: 大学院で専攻する学問分野での顕著な成果や発見・発明等の業績を総合評価することにより、我が国のあらゆる分野で活躍し、発展に貢献する中核的人材を育成

○免 除:

■免除規模

- ・貸与終了者の3/10
- ・そのうち、上位1/3が全額免除、残りの2/3が半額免除

■選考方法

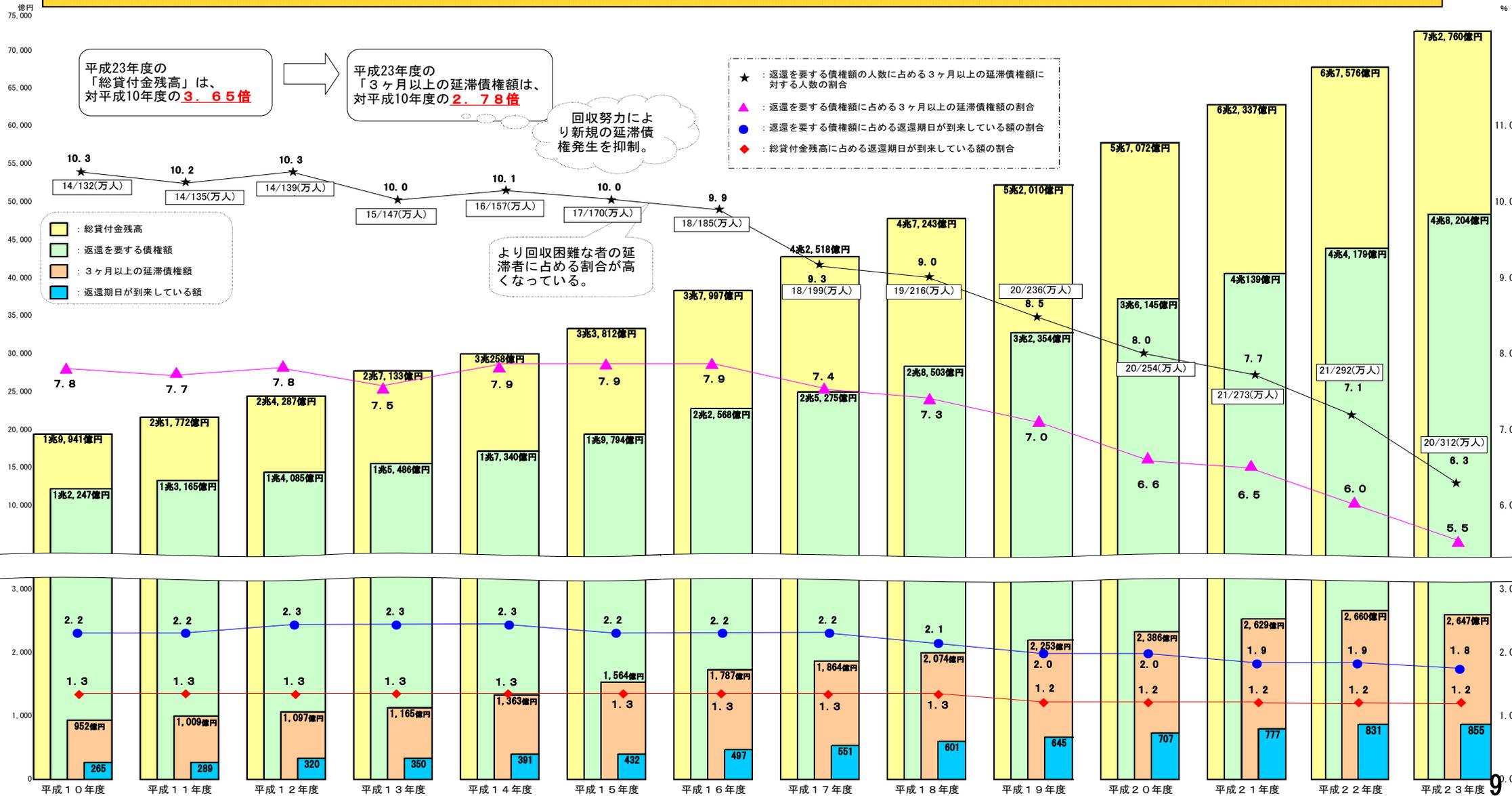
- ・大学院生からの免除申請を受け、各大学に設置される「学内選考委員会」において選考の上、機構に推薦。機構が認定。
- ・各大学の選考や機構の認定は、その専攻分野に関する論文、授業科目の成績等の業績を総合的に評価

○創 設: 平成16年度

※大学院の「教育・研究職免除制度」に代わって導入された。

債権額と回収状況の推移(平成10年度以降)

➤ 要返還債権が4,026億円増加しているにもかかわらず、3月以上の延滞債権額は12億円の減少(平成22年度→平成23年度)
 → 初期延滞債権に対する返還促進策が功を奏している。
 ※3カ月以上延滞債権2,647億円のうち、返還期日が到来している分は855億円(うち、756億円は旧日本育英会の債権)。



延滞金の賦課の方法

・口座からの振替ができずに延滞となった場合、以下のとおり延滞金が課される。

<無利子奨学金>

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。なお、平成16年度以前に奨学生として採用された者は、約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課される。

<有利子奨学金>

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に対し、年(365日)あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

[例: 無利子奨学金で、返還開始時(10月27日)を返還期日とした割賦元金から延滞した場合]

・貸与月額: 64,000円(私立大学、自宅外) ・貸与期間: 48ヶ月

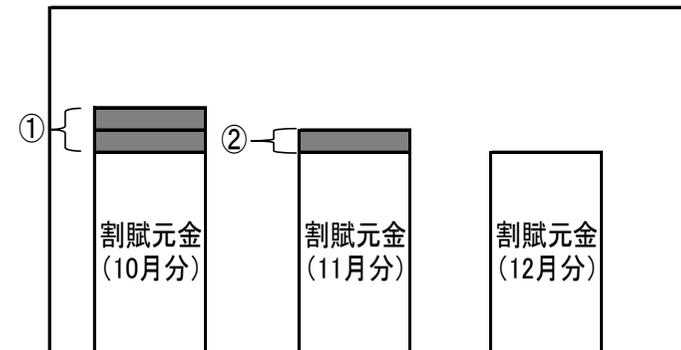
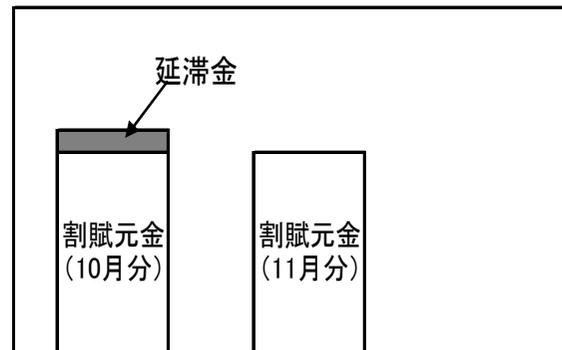
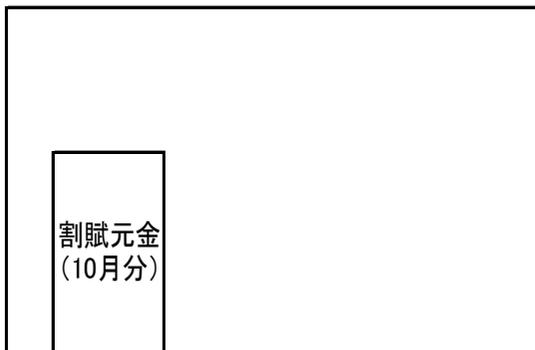
・貸与総額: 3,072,000円

・返還時の割賦金: 14,222円(最終割賦金14,270円)

振替不能1回目
(10月27日)

振替不能2回目(延滞1ヶ月)
(11月27日)

12月27日現在の請求額
43,019円(内訳: 元金42,666円・延滞金353円)



①割賦元金(10月分)に係る10/28から12/27まで(61日間)に係る延滞金(237円)

②割賦元金(11月分)に係る11/28から12/27まで(30日間)に係る延滞金(116円)

国立大学・私立大学の授業料減免事業の概要

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(国立大学法人における授業料減免の取扱い)

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)
- 具体的な授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(参考) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的負担の軽減によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(私立大学等における授業料減免の取扱い)

- 各私立大学が減免を行った場合に、日本私立学校振興・共済事業団が、学校法人に対し私立大学等経常費補助金の特別補助により1/2を補助(東日本大震災による被災学生に対しては、2/3補助)。

※補助要件：給与所得者の場合 841万円以下

【対象】 国立の大学、大学院の学生

私立の大学、短期大学、大学院の学生

《平成25年度予算(案)》

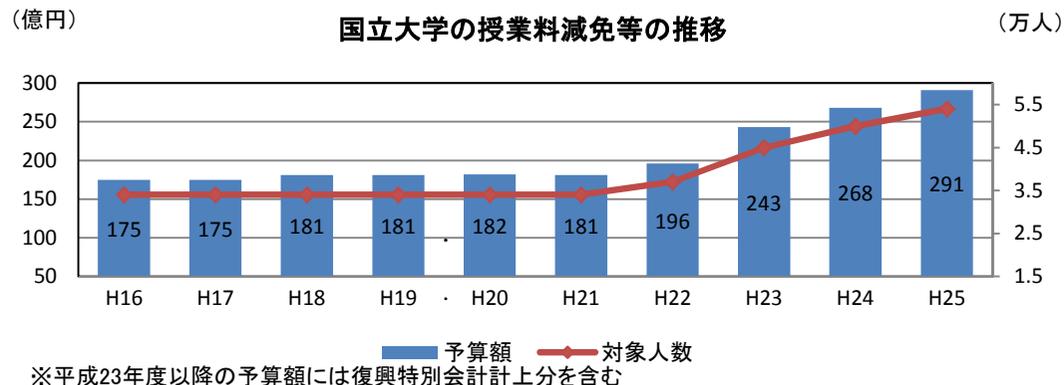
<国立大学>

予 算(案)：291億円(うち復興特別会計 11億円)

免除対象人数：約5.4万人(うち被災学生分 約0.2万人)

1人当たり平均免除額(学部(昼))：約32万3千円

(※平成23年度における経済的理由や家計負担者死亡等のやむを得ない事情による授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)



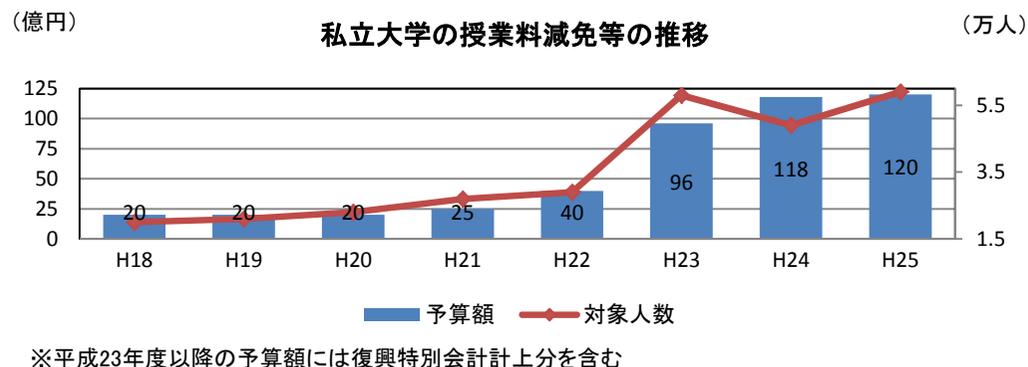
<私立大学>

予 算(案)：120億円(うち復興特別会計 50億円)

免除対象人数：約5.9万人(うち被災学生分 約1.6万人)

1人当たり平均免除額：約32万円

(※平成24年度における大学の減免総額(自己財源を含む)を補助対象人数で除した数であり、国庫補助の対象とならない減免分は除く)



TA・RA等を通じた大学院生の支援について

TA・RAについて

TA(ティーチング・アシスタント)

教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの

RA(リサーチ・アシスタント)

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究時補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当ての支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの

→TA・RAによる支援は拡充傾向。

RA雇用は競争的外部資金を財源とする傾向

博士課程学生への経済的支援について

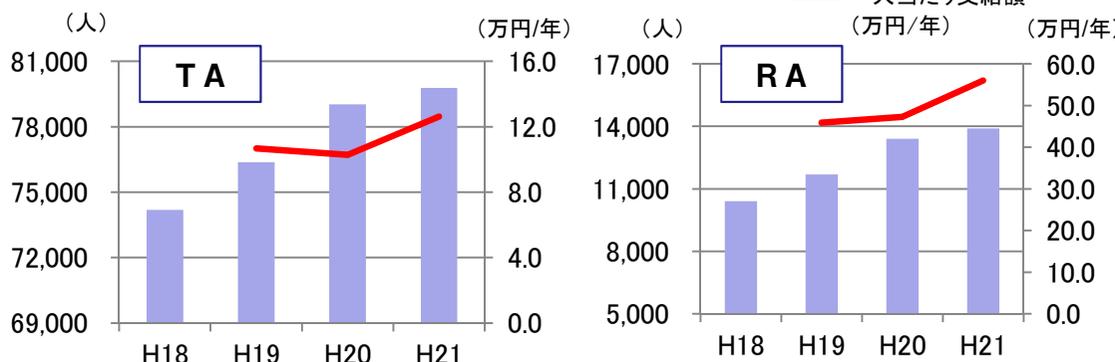
科学技術基本計画(H23.8閣議決定)

『国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。」という第3期基本計画における目標の早期達成に努める』

→博士課程学生で生活費相当(月15万円以上)の受給を受ける者の割合は10%程度の現状。

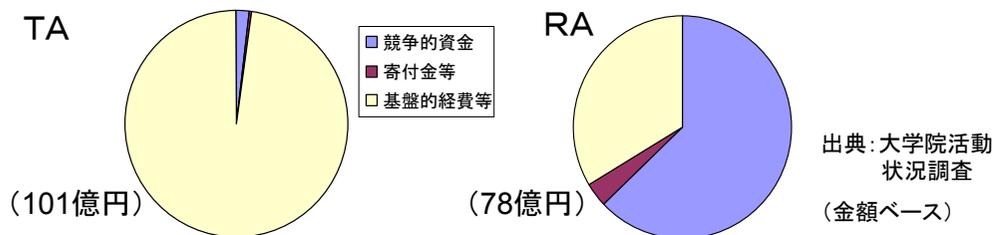
優秀な博士学生の獲得競争が激化する欧米のトップ層の大学では、博士課程学生を高水準の研究の担い手として捉え、経済的支援を充実

TA・RAの人数・平均支給額



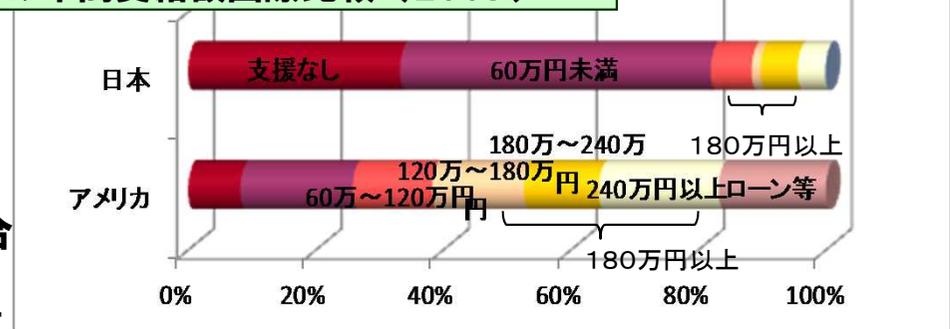
出典:大学院活動状況調査

TA・RAの財源別割合(H21年度)



出典:大学院活動状況調査
(金額ベース)

博士課程学生に対する給付型支援の年間支給額国際比較(2007)



PowerStats : National Center for Education Statistics

「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」より

目的

平成25年度予算案: 18,193百万円*(平成24年度予算額: 18,056百万円)

(* (独)日本学術振興会の運営費交付金充当見込額)

我が国のトップクラスの優れた若手研究者に対して、その研生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題を選びながら研究に専念する機会を与え、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る。

事業概要

○優れた研究能力を有する若手研究者が、大学その他の研究機関で研究に専念できるよう、研究奨励金および科研費(特別研究員奨励費)を支給。

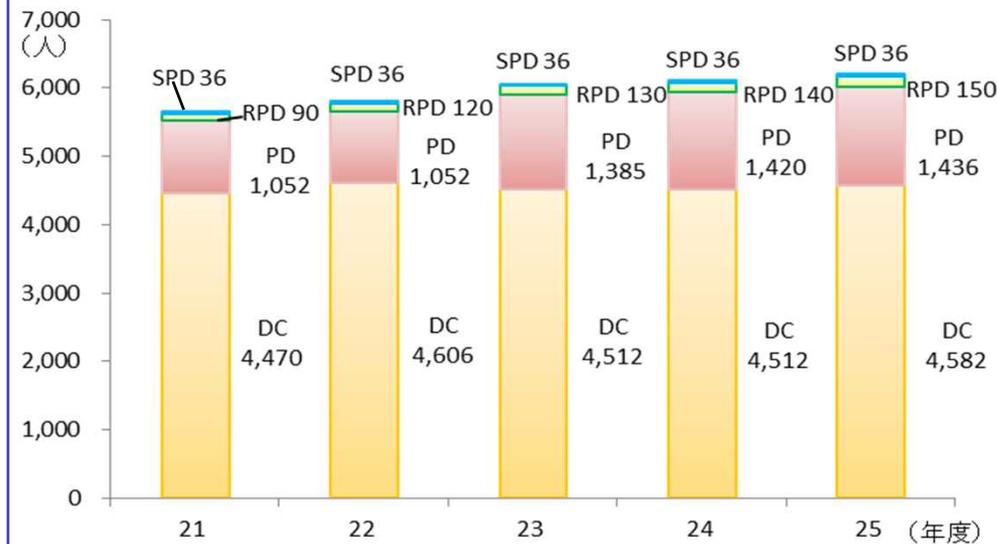
- ▶ 大学院博士課程在学者は「特別研究員－DC」、大学院博士課程修了者等は「特別研究員－PD」として支援。
- ▶ 世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保する観点から、PD採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員－SPD」として支援。
- ▶ 優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう、「特別研究員－RPD」の支援を平成18年度より実施。

◆ 特別研究員の区分

区分	対象	採用期間	研究奨励金 (月額)	科研費 (年額)
DC	・大学院博士課程在学者 (DC1)博士課程後期第1年次等 (DC2)博士課程後期第2年次以上等	DC1 3年間 DC2 2年間	20万円	150万円 以内
PD	・大学院博士課程修了者等※1 ・博士の学位を取得後5年未満の者 ・博士課程在学時と異なる研究室において研究に従事	3年間	36.2万円 ※2	
SPD	・PDのうち特に優れた者を採用 ・博士課程在学時と異なる研究機関において研究に従事		44.6万円	
RPD	・大学院博士課程修了者等※1 ・過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上研究活動を中断した者 ・年齢・性別は問わない		36.2万円 ※2	

※1 人文・社会科学は標準修業年限以上在学し、所定の単位修得の上、退学後3年未満の者を含む
※2 博士の学位を有していない者は、月額20万円

◆ 特別研究員支援者数の推移 (H25年度は予定数)



◆ 特別研究員予算額の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25*
予算額(億円)	163	167	180	181	182

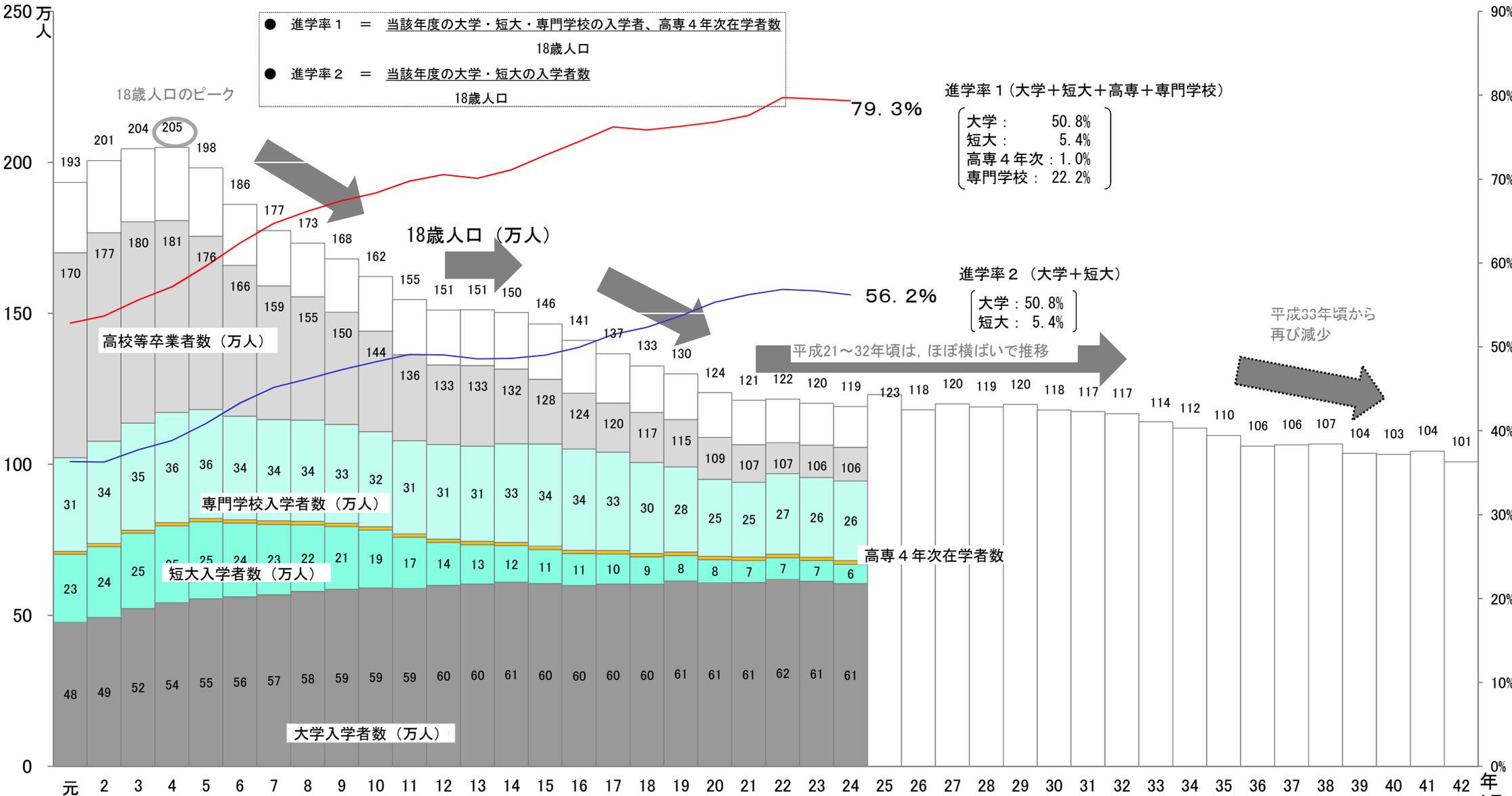
(注) 予算額にはDC, PD, RPD, SPD以外の支援区分も含まれる



関連データ

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

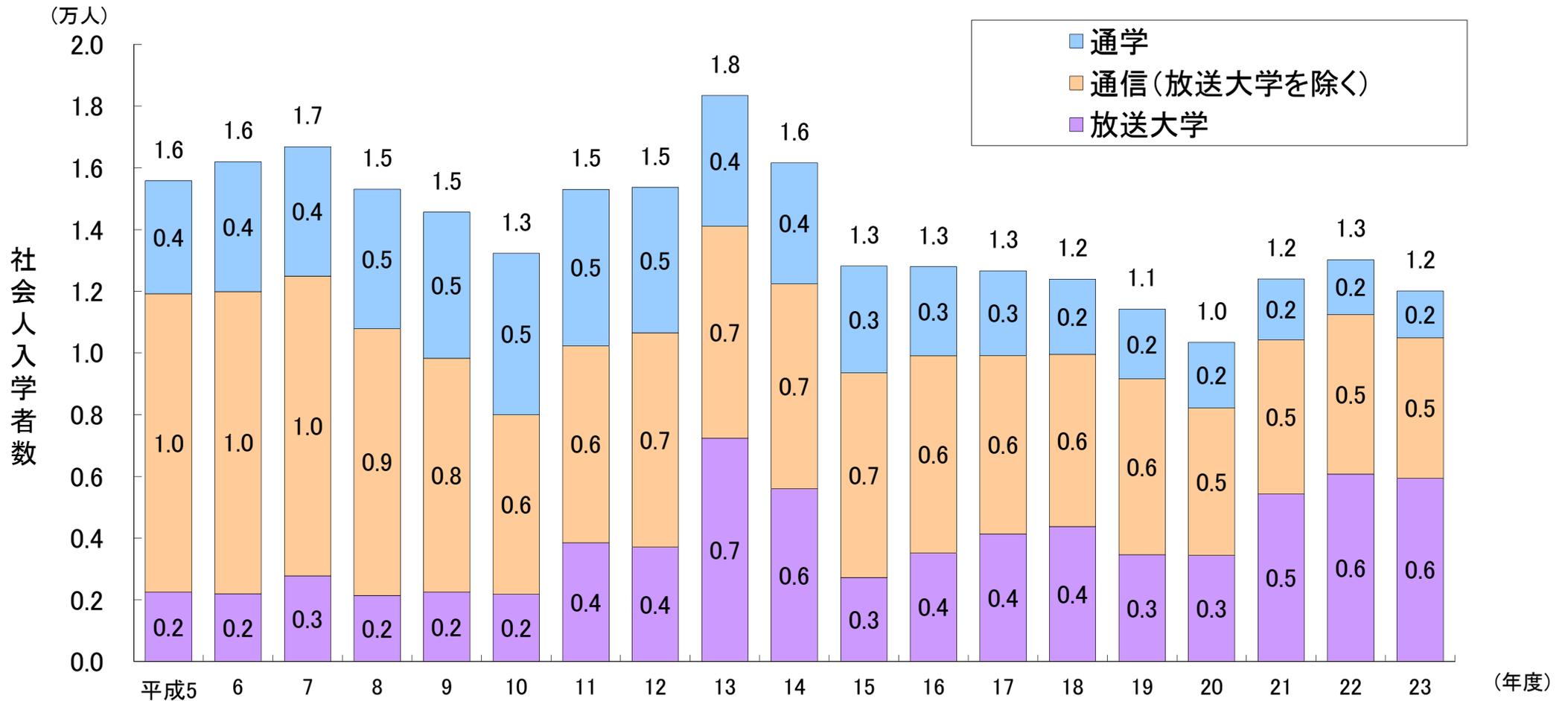
○近年、我が国において、高等教育機関への進学率は上昇傾向にあり、平成24年度においては、18歳人口の約8割が高等教育機関へ進学しており、大学及び短期大学への進学者も半数を超えている。



出典: 文部科学省「学校基本調査」、平成37年~42年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

社会人入学者数(推計)の推移(大学)

大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人をピークに、平成20年度の約1万人まで減少。その後、増加し、平成23年度は約1.2万人。



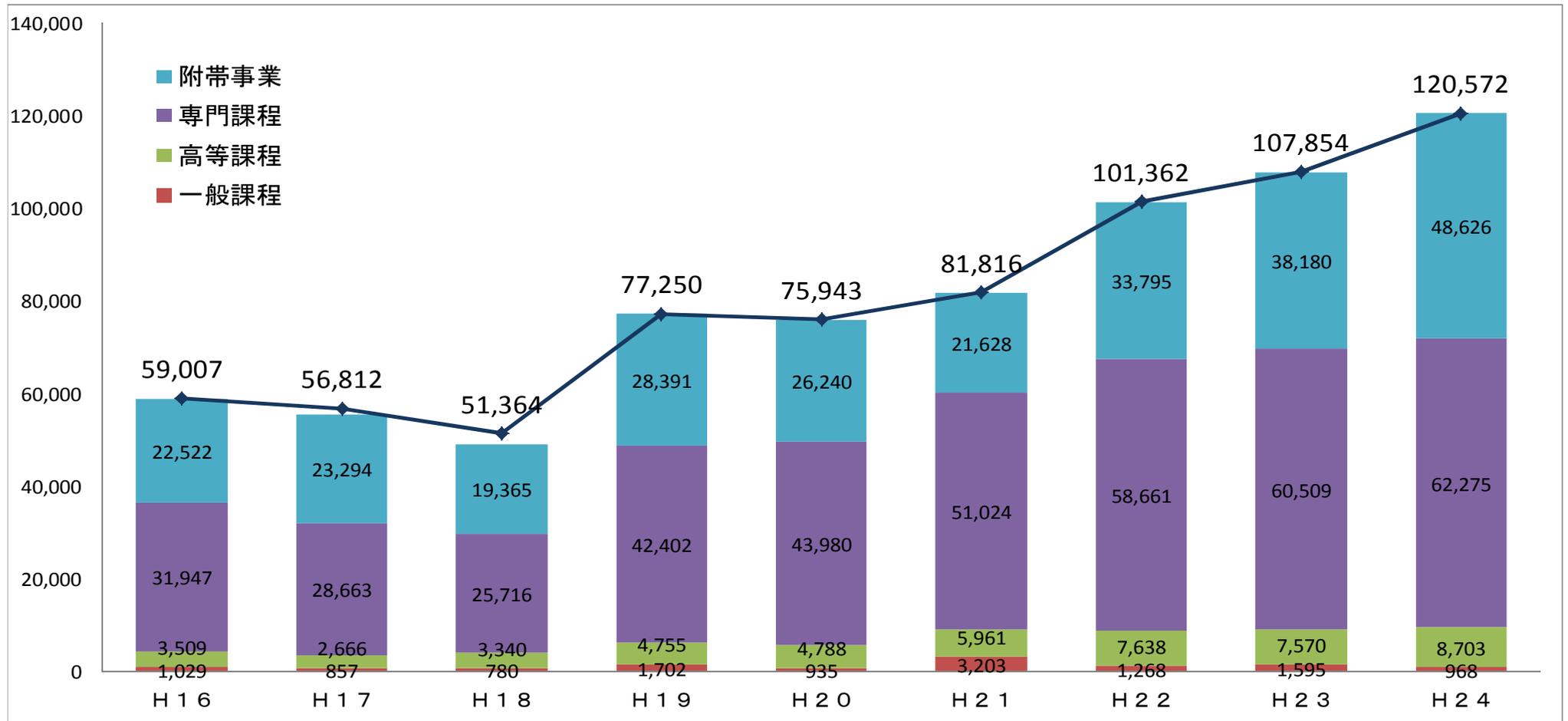
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)。

※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。

※ 通信、放送大学は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分等)

社会人の受入れ状況の推移(専修学校)

専修学校への社会人受入れ数は、専門課程及び附帯事業（公共職業訓練等）の増加が全体として顕著。そのうち平成24年度の私立専門学校における社会人受入れ数は、約6万2千人。



※ 出典:文部科学省 専修学校教育振興室調べ（調査対象:私立の専修学校）

※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。